

四半期報告書

(第156期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社
神戸製鋼所

E 0 1 2 3 1

第156期 第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四半期報告書

1. 本書は、四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成20年8月8日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
2. 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社神戸製鋼所

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	12
第4 提出会社の状況	13
1 株式等の状況	13
(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) ライツプランの内容	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14
2 株価の推移	15
3 役員の状況	15
第5 経理の状況	16
1 四半期連結財務諸表	17
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
2 その他	26
第二部 提出会社の保証会社等の情報	27

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成20年8月8日
【四半期会計期間】 第156期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】 株式会社 神戸製鋼所
【英訳名】 Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 犬伏 泰夫
【本店の所在の場所】 神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
【電話番号】 078（261）5183
【事務連絡者氏名】 経理部担当部長 河原 一明
【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
【電話番号】 078（261）5183
【事務連絡者氏名】 経理部担当部長 河原 一明
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第156期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第155期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	543,035	2,132,405
経常利益 (百万円)	42,660	157,918
四半期(当期)純利益 (百万円)	25,292	88,923
純資産額 (百万円)	667,214	647,797
総資産額 (百万円)	2,346,130	2,329,005
1株当たり純資産額 (円)	206.52	199.80
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.42	29.62
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	26.4	25.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	71,025	124,317
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20,841	△187,380
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△42,417	31,155
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	70,683	66,685
従業員数 (人)	35,188	33,657

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、(株)アーステクニカの株式売却により、前連結会計年度まで機械関連事業に含めていた鉱山・碎石機械の製造・販売事業を譲渡いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、(株)アーステクニカの全株式を売却し、持分法適用関連会社から除外しました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社（当社及び連結子会社）の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	35,188
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	10,012
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の生産実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間（20.4～20.6）
		生産数量（千トン）
鉄鋼関連事業	粗鋼	2,095
アルミ・銅関連事業	アルミ圧延品	96
	銅圧延品	38

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における機械関連事業の受注状況は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間（20.4～20.6）	
		受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
機械関連事業	国内	37,435	163,754
	海外	50,075	249,156
	合計	87,511	412,911

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における事業の種類別セグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間（20.4～20.6）	
	金額（百万円）	
鉄鋼関連事業		259,146
電力卸供給事業		16,952
アルミ・銅関連事業		113,808
機械関連事業		57,838
建設機械関連事業		87,992
不動産関連事業		7,658
電子材料・その他の事業		13,382
消去又は全社		△13,744
合計		543,035

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間（20.4～20.6）	
	金額（百万円）	割合（%）
神鋼商事(株)	92,676	17.1
(株)メタルワン	59,069	10.9

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他

当第1四半期連結会計期間における鉄鋼関連事業の主要な原材料価格及び鋼材販売価格は、前期に比べ著しく上昇しており、その状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析 (1) 業績の状況」に記載しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

我が国経済は、エネルギー・原材料をはじめ、あらゆる資源価格が高騰している影響から、これまで高水準で推移してきた企業収益が悪化に転じるなど、景気は減速を続けております。一方、海外においては、米国は景気の停滞が続いている他、EUの景気も緩やかに減速しておりますが、中国など新興国は総じて高成長を維持しております。しかし、資源価格の高騰が、世界経済に今後更なる悪影響を及ぼすことが懸念されます。

このような経済環境のもと、当社は、鉄鋼をはじめ各事業におけるコストアップに対応し、従来以上のコストダウンと販売価格の改善に取り組んでおり、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高は5,430億円、営業利益は452億円、経常利益は426億円、四半期純利益は252億円となりました。

次に、事業の種類別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は2,591億円となり、営業利益は286億円となりました。

鋼材については、自動車・造船など製造業向けの需要が国内、輸出とも引き続き堅調に推移しており、需給環境は総じてタイトな状況にあります。一方で、鉄鉱石や石炭の価格が前年に比べ大幅に値上がりしたことに加え、金属類や海上運賃などの市況も高水準で推移しております。

鋳鍛鋼品については造船向けを中心に旺盛な需要が継続している他、チタン製品や溶接材料の需要も引き続き堅調に推移しております。

このような状況のもと、当社は、需要家の皆様への供給責任を果たすべく、高水準の操業を継続するとともに、原材料価格の高騰に対しては、コストダウンの推進と、販売価格の改善に注力しております。

[電力卸供給事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は169億円となり、営業利益は40億円となりました。

概ね計画通りに進捗しております。今後も発電所の安定操業に万全を期して、所定の収益確保に努めてまいります。

[アルミ・銅関連事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は1,138億円となり、営業利益は21億円となりました。

アルミ圧延品の需要は、飲料用缶材が堅調に推移している他、昨年低調に推移した液晶製造装置向けは回復しております。一方、半導体分野の調整局面が続いていることから、電子材料用銅板条は需要の回復が遅れております。

[機械関連事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は578億円となり、営業利益は10億円となりました。

原油価格が高水準で推移していることを背景に、石油精製・石油化学・エネルギー業界での設備投資が世界的に活発であり、圧縮機やエネルギー関連機器を中心受注が好調に推移しております。また、鉄源の需給逼迫を背景に、還元鉄プラントの引き合いも増加しております。当連結会計年度に売上を予定している案件につきましては、概ね計画通りに進捗しているものの、一部の案件で資機材価格の上昇などによるコストアップが生じております。

[建設機械関連事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は879億円となり、営業利益は67億円となりました。

油圧ショベルの需要は、中国や東南アジア、中東、ロシア向けが引き続き好調に推移しているものの、国内向けは減退しております。クレーンについては、世界全域で好調な需要が継続しております。今後、資機材価格の上昇による影響の拡大が懸念されることから、販売価格の改善に取り組んでまいります。

[不動産関連事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は76億円となり、営業利益は7億円となりました。

不動産販売は厳しい事業環境が続いておりますが、不動産賃貸は安定的に収益を上げており、全体では計画通りに進捗しております。

[電子材料・その他の事業]

当第1四半期連結会計期間の売上高は133億円となり、営業利益は10億円となりました。

配線膜用ターゲット材において代替材との競合が続いておりますが、試験分析事業は、輸送機・エレクトロニクス業界向けを中心に好調に推移しております。

次に、所在地別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[日本]

当第1四半期連結会計期間の売上高は5,058億円となり、営業利益は379億円となりました。

鉄鋼関連事業では、自動車・造船などの製造業向け高級鋼を中心とする堅調な鋼材需要を確実に取り込んでおります。また、鋳鍛鋼品で旺盛な需要が継続している他、チタン製品や溶接材料の需要も堅調に推移しております。

アルミ・銅関連事業では、飲料用缶材が堅調に推移している他、昨年低調に推移した液晶製造装置向け板材の需要も回復しておりますが、半導体分野の調整局面が続いており、電子材料用銅板条は需要の回復が遅れております。

機械関連事業につきましては、好調な受注が継続しておりますが、建設機械関連事業では、日本国内における需要が減退しております。

[その他の地域]

当第1四半期連結会計期間の売上高は719億円となり、営業利益は63億円となりました。

建設機械関連事業では、中国や東南アジア、中東において、好調な需要が継続しております。

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フロー710億円を確保したものの、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△208億円となったこと及び外部負債の返済などの財務活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△424億円となったことなどから、前連結会計年度末に比べ39億円増加の706億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益426億円に加え、売上債権の回収が増加したことなどから、当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは710億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の取得による支出などから、当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、△208億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

コマーシャル・ペーパーの償還による支出などから、当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、△424億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれる事なく、突如として株式等の大規模買付が行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為及び提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様に大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為及び提案を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 「中期経営計画」による企業価値の向上への取組み

当社グループは、平成18年4月に、平成20年度を最終年次とする3ヵ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定いたしました。その中で、①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④CSRの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元を掲げ、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するべく、取り組んでおります。

本計画における主な財務目標とこれに対応する平成19年度、平成20年度第1四半期の実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成20年度 中　期	平成19年度 実　績	(参考) 平成20年度 第1四半期実績
売上高	19,000 程度	21,324	5,430
経常利益	1,800 以上	1,579	426
当期純利益	1,000 以上	889	252
R O A (税引き後当期純利益／総資産)	5.0% 以上	3.8%	—
外部負債残高	5,500 以下	7,133	6,779
(IPPプロジェクトファイナンスを含む外部負債残高)	(6,500 以下)	(8,234)	(7,879)
D/E レシオ ※	0.8倍 以下	1.3倍	1.2倍
(IPPプロジェクトファイナンスを含むD/E レシオ)	(0.9倍 以下)	(1.4倍)	(1.3倍)

※IPPプロジェクトファイナンスを除く外部負債残高／株主資本

なお、上記に記載しました「2006-2008年度グループ中期経営計画」における平成20年度の財務目標は、当該中期経営計画策定期点において当社が合理的と判断した一定の前提、見通し、計画に基づくものであります。実際の業績は、様々な要因によりこれらの記載と大きく異なる結果となる可能性があり、当社はこれらの記載のうち、いかなる内容についても確実性を保証するものではありません。

(2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげ、企業価値の向上に取り組んでおります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき、一定の措置を講じることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしています（以下、「本プラン」といいます。）。その概要は次のとおりです。

※本プランは平成18年4月27日の取締役会で導入を決定し、平成19年4月26日の取締役会においてその内容を見直し、平成19年6月26日開催の株主総会にてご承認をいただきました。

（1）本プランの趣旨

当社株券等に対する買付が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにするものです。

※大規模買付行為： 特定株主グループの議決権割合を15%以上とする目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為をいいます。

※大規模買付者： 大規模買付行為を行なう者及びその特定株主グループをいいます。

（2）独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客觀性、公正性及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等及び当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役によって構成されます。独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が十分か否か等の判断並びに対抗措置の発動及び中止の可否についての当社取締役会への勧告等を行ないます。

（3）本プランの流れ

a. 「意向表明書」の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に当社の定める書式に従った「意向表明書」をご提出いただきます。

b. 必要情報の提供

当社は、「意向表明書」受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者には、必要情報リストの交付後速やかに、大規模買付行為の目的や買付対価の算定根拠、買付資金の裏付け、大規模買付行為完了後に意図する事業計画などの必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の判断に供します。

c. 大規模買付行為の評価

独立委員会が必要かつ十分な必要情報の提供を受けたと判断した旨開示した日から、取締役会にて外部専門家等の助言を受けながら、以下の期間を評価期間と定め、買付行為の評価を行ないます。

対価を円貨（現金）のみとする公開買付けによる当社の株券等の全部の買付けの場合	60日間
上記以外の大規模買付行為の場合	90日間

なお、買付行為の評価期間の開始及び終了時には、それぞれ法令及び関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができます。

d. 独立委員会の分析評価及び取締役会への勧告（公正性の担保）

独立委員会の役割は下記のとおりです。

- ・ 買付行為の評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報の分析評価を行なうこと
- ・ 評価結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告すること
- ・ 評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合に、買付行為の評価期間を相当期間延長すること

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会はその勧告内容を速やかに公表いたします。

e. 大規模買付行為がなされたときの対応

○大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は原則として下記f.に記載する対抗措置をとることとしています。

○大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

当該大規模買付行為に仮に反対であったとしても、当社取締役会は当社株主の皆様に対し当該買付提案に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうことにとどめ、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、大規模買付者の買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、株主の皆様にご判断いただくことになります。

ただし、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ・ 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ・ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ・ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合
- ・ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合
- ・ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行なうことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ・ 大規模買付者による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益、企業価値が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合
- ・ 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると合理的根拠をもって判断できる場合

f. 対抗措置

当社取締役会の決議により、大規模買付者は新株予約権行使できないこと等を定める条件を設けた新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てるにとし、当社取締役会は、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日を定めます。

基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

その他、本プランでは下記の条件なども定めています。

- ・ 新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とすること
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権1個につき1円とすること
- ・ 講渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とすること
- ・ 当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権行使できないこと
- ・ 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって新株予約権を取得することができること

- ・当社は、大規模買付者が保有する新株予約権及び当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する当該新株予約権については取得しないものとすることができる
- ・当社がかかる新株予約権の取得を行なう場合、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として交付する場合があること

(4) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、当社第154回定時株主総会でご承認いただいた本プランの基本的考え方に対する反対の範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行ないます。

(5) 本プランの発効日と有効期限

本プランの採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランの導入については平成19年6月26日に開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました。

本プランの有効期限は平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとしています。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとしています。

4. 取締役会の判断及びその判断に係る理由（経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、以下の点から会社支配に関する基本方針の考え方へ沿って設計されたものであるといえます。

- ・当社グループにおける「中期経営計画」による企業価値の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであること
- ・現在の経営者の係る取組みの是非についての判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と株主の皆様による取締役の選解任権の行使を通じて、そのご意思に委ねられていること
- ・当社のコーポレート・ガバナンス体制及びその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであること
- ・本プランは、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであり、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されていること

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

以下の点より、本プランは当社株主共同の利益に資するものであり、損なうものではないと考えます。

- ・当社グループの「中期経営計画」による企業価値の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス体制並びにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらし、ひいては株主共同の利益につながるものであること
- ・本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されること
- ・本プランの導入は、株主総会における当社株主の皆様のご承認が条件となっていること
- ・有効期間が明確に規定されていること
- ・本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、本プランの維持が株主共同の利益を損なうと当社株主の皆様が判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっていること

(3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランには、以下のとおり当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれていることから、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

- ・当社の現在のコーポレート・ガバナンス体制は、すべて株主総会を頂点として構成されていること
- ・当社の取締役の任期は1年であり、解任のための株主総会決議要件の加重も一切行なっておらず、経営者は、毎年、株主の皆様による過半数の決議による承認を受けるべき立場にあること
- ・本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲での情報提供等のルールの遵守の要請や、必要に応じて対抗措置の発動を定めるものであること
- ・本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれること
- ・大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討し、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされていること

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は、65億円あります。

また、当第1四半期連結会計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりあります。

[鉄鋼関連事業]

家電製品における機器誤作動等の原因となる各種電子機器からの電磁波の漏洩を防止するとともに、電磁波を減衰させ、漏洩電磁波を低減させる鋼板「コーベデンジシールド」を開発・商品化いたしました。また、鉄骨溶接用ソリッドワイヤや海洋構造物用溶接材料、リアクター用溶接材料など、国内外の各業種に対応した溶接材料の開発・実用化を進めるとともに、鉄骨梁溶接専用システムを実用化しました。

[建設機械関連事業]

第3次排ガス規制に対応したクローラショベル2機種、ミニショベル1機種を上市するとともに、25トン吊りシティコンシャスクレーン「パンサーX250」とITを活用したクレーン遠隔稼動管理システム「KCROSS」を上市しました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。なお、経常的な設備更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

(単位：百万円)

会社名 事業所名	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	工事予算額	工期	
				着工	完成
当社 高砂製作所	鉄鋼関連事業	鋳鍛鋼工場 プレスライン	20,000	年月 20. 7	年月 22. 3

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
2. 今後の所要資金は、自己資金及び借入金等を充当する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成20年6月30日現在)	提出日現在発行数（株） (平成20年8月8日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,115,061,100	3,115,061,100	東京、大阪、名古屋 (以上市場第一部)	—
計	3,115,061,100	3,115,061,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	3,115,061	—	233,313	—	83,172

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 119,746,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,977,959,000	2,977,959	—
単元未満株式	普通株式 17,356,100	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,115,061,100	—	—
総株主の議決権	—	2,977,959	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄には証券保管振替機構名義の株式が251,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数251個が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区脇浜町2-10-26	107,462,000	—	107,462,000	3.45
浅井産業(株)	大阪市北区梅田1-12-39	7,307,000	—	7,307,000	0.23
神鋼商事(株)	大阪市西区土佐堀1-3-7	—	3,000,000	3,000,000	0.10
神鋼鋼線工業(株)	尼崎市中浜町10-1	—	1,000,000	1,000,000	0.03
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡飛島村金岡7	415,000	—	415,000	0.01
(株)セラテクノ	明石市貴崎5-11-70	298,000	—	298,000	0.01
平成アルミ(株)	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘15	12,000	152,000	164,000	0.01
土井産業(株)	名古屋市中村区亀島2-17-23	100,000	—	100,000	0.00
計	—	115,594,000	4,152,000	119,746,000	3.84

- (注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株（議決権1個）あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の中に含まれております。
2. 神鋼商事(株)及び神鋼鋼線工業(株)保有の他人名義の株式は、以下の名義で退職給付信託に拠出されたものであります。
- みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼商事口再信託受託者資産管理サービス信託3,000,000株
(東京都中央区晴海1-8-12)
- みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託1,000,000株
(東京都中央区晴海1-8-12)
3. 平成アルミ(株)は、当社の取引会社で構成される持株会（神鋼くろがね会協栄会 神戸市中央区脇浜町2-1-16）に加入しており、同持株会名義で当社株式152,045株を保有しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高 (円)	321	372	368
最低 (円)	282	290	285

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

(執行役員の状況)

当社は、カンパニー制度の下で執行役員制を導入しておりますが、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、執行役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,494	68,738
受取手形及び売掛金	338,976	380,041
商品及び製品	147,791	135,042
仕掛品	174,675	154,921
原材料及び貯蔵品	129,986	119,460
その他	100,938	99,863
貸倒引当金	△879	△981
流動資産合計	963,983	957,086
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	290,058	294,194
機械装置及び運搬具（純額）	452,899	465,671
土地	201,654	202,093
その他（純額）	68,007	65,253
有形固定資産合計	※1 1,012,619	※1 1,027,213
無形固定資産		
のれん	—	549
その他	17,081	17,469
無形固定資産合計	17,081	18,019
投資その他の資産		
投資有価証券	257,794	232,371
その他	98,527	98,133
貸倒引当金	△3,877	△3,819
投資その他の資産合計	352,445	326,686
固定資産合計	1,382,147	1,371,919
資産合計	2,346,130	2,329,005
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	521,775	488,250
短期借入金	169,453	173,926
コマーシャル・ペーパー	74,000	110,000
1年内償還予定の社債	35,236	58,236
未払法人税等	11,805	26,763
引当金	15,777	13,065
その他	218,348	216,829
流動負債合計	1,046,396	1,087,071
固定負債		
社債	224,891	214,951
長期借入金	283,848	266,290
退職給付引当金	44,805	44,749
その他の引当金	4,423	4,423
負ののれん	34	—
その他	74,516	63,722
固定負債合計	632,519	594,136
負債合計	1,678,915	1,681,208

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	233,313	233,313
資本剰余金	83,258	83,264
利益剰余金	319,783	305,334
自己株式	△51,534	△51,514
株主資本合計	584,820	570,398
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,704	35,628
繰延ヘッジ損益	3,883	4,029
土地再評価差額金	△4,899	△4,899
為替換算調整勘定	△16,422	△5,207
評価・換算差額等合計	35,266	29,549
少数株主持分	47,127	47,849
純資産合計	667,214	647,797
負債純資産合計	2,346,130	2,329,005

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
売上高	543,035
売上原価	453,454
売上総利益	89,580
販売費及び一般管理費	※1 44,328
営業利益	45,252
営業外収益	
受取利息	469
受取配当金	1,980
業務分担金	2,213
持分法による投資利益	3,222
その他	6,821
営業外収益合計	14,706
営業外費用	
支払利息	4,876
出向者等労務費	5,785
その他	6,635
営業外費用合計	17,298
経常利益	42,660
税金等調整前四半期純利益	42,660
法人税、住民税及び事業税	13,472
法人税等調整額	1,689
法人税等合計	15,161
少数株主利益	2,206
四半期純利益	25,292

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	42,660
減価償却費	31,207
受取利息及び受取配当金	△2,449
支払利息	4,876
投資有価証券売却損益（△は益）	△1,296
持分法による投資損益（△は益）	△3,222
有形固定資産売却損益（△は益）	△61
有形固定資産除却損	309
売上債権の増減額（△は増加）	42,016
たな卸資産の増減額（△は増加）	△48,419
仕入債務の増減額（△は減少）	42,584
その他	△6,717
小計	101,489
利息及び配当金の受取額	815
利息の支払額	△3,145
法人税等の支払額	△28,135
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	△23,083
有形及び無形固定資産の売却による収入	490
投資有価証券の取得による支出	△7
投資有価証券の売却による収入	4,342
出資金の払込による支出	△1,950
短期貸付金の増減額（△は増加）	△375
長期貸付けによる支出	△81
長期貸付金の回収による収入	102
その他	△279
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,841
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	12,388
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	△36,000
長期借入れによる収入	10,000
長期借入金の返済による支出	△5,475
社債の発行による収入	20,000
社債の償還による支出	△33,060
配当金の支払額	△9,269
その他	△1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,417
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,767
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,998
現金及び現金同等物の期首残高	66,685
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 70,683

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間において、コベルコクレーントレーディング(株)など2社を新たに連結の範囲に含めております。また、神戸アイ・イー・サービス(株)を連結の範囲から除外しております、その理由は、合併であります。</p> <p>変更後の連結子会社の数は164社であります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間において、(株)アステクニカなど2社を持分法の範囲から除外しております、その理由は、株式売却等であります。</p> <p>変更後の持分法適用会社の数は50社であります。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が、それぞれ1,880百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)重要なリース取引の処理方法の変更</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行なっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
たな卸資産の評価方法	四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>平成20年度の法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行なっております。</p> <p>この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の減価償却費が1,989百万円増加し、営業利益が1,401百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が1,415百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,892,957百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,874,536百万円
2 保証債務 下記の会社の金融機関借入等について、それぞれ保証を行なっております。 四川成都成工工程機械 股分有限公司 8,285百万円 他10社他 2,330 <hr/> 合計 10,615	2 保証債務 下記の会社の金融機関借入等について、それぞれ保証を行なっております。 四川成都成工工程機械 股分有限公司 7,185百万円 (株)アーステクニカ 2,300 他11社他 2,465 <hr/> 合計 11,950
(注) 保証類似行為に該当するもの(630百万円)を含めております。	(注) 保証類似行為に該当するもの(700百万円)を含めております。
3 受取手形割引高 受取手形裏書譲渡高 544百万円 1,173	3 受取手形裏書譲渡高 1,288百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

運搬費	12,250百万円
給料及び手当	10,375
貸倒引当金繰入額	88
退職給付費用	495

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)

現金及び預金勘定	72,494百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,810
現金及び現金同等物	70,683

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,115,061,100株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 112,537,989株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,526百万円	3.5円	平成20年3月31日	平成20年6月4日

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	鉄鋼 関連事業	電力卸 供給事業	アルミ・銅 関連事業	機械 関連事業	建設機械 関連事業	不動産 関連事業	電子材料・ その他の事業	計	消去又は 全社	連結
売上高	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(1)外部顧客に 対する売上高	253,294	16,952	113,476	56,660	87,868	5,988	8,794	543,035	—	543,035
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	5,851	—	331	1,178	124	1,669	4,588	13,744	△13,744	—
計	259,146	16,952	113,808	57,838	87,992	7,658	13,382	556,780	△13,744	543,035
営業利益	28,686	4,041	2,103	1,015	6,711	722	1,062	44,342	909	45,252

(注) 1. 事業区分は、当社の経営組織上の管理区分を基本に、一般的な製品等の類似性を考慮して決定しております。

2. 各事業の主な製品又は事業内容

鉄鋼関連事業

条鋼、鋼板、鋼片、鍛錬鋼品、チタン及びチタン合金、鉄粉及び粉末製品、鍛物用鉄、製鋼用鉄、スラグ製品、ステンレス钢管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線、溶接材料、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業

電力卸供給事業

電力卸供給

アルミ・銅関連事業

アルミ圧延品、銅圧延品、アルミニウム合金及びマグネシウム合金鍛造品、アルミ加工品

機械関連事業

各種プラント、エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、土木工事、新交通システム、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種環境プラント、資源再生・土壤浄化、冷却塔、各種内燃機関、重電機器、搬送機器

建設機械関連事業

油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレンクレーン、作業船

不動産関連事業

不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理

電子材料・その他の事業

特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、シリコンウェハーの再生研磨・販売、超電導製品、ICテストサービス、有料老人ホームの運営、総合商社

3. たな卸資産の評価基準の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 3. 会計処理基準に関する事項の変更」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、鉄鋼関連事業が997百万円、アルミ・銅関連事業が211百万円、機械関連事業が539百万円、建設機械関連事業が75百万円、不動産関連事業が32百万円、電子材料・その他の事業が24百万円それぞれ減少しております。

4. 有形固定資産の耐用年数の変更

「追加情報」に記載のとおり、平成20年度の法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行なっております。

この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、鉄鋼関連事業が86百万円、電力卸供給事業が369百万円、アルミ・銅関連事業が957百万円、機械関連事業が12百万円、不動産関連事業が0百万円、電子材料・その他の事業が18百万円、それぞれ減少し、建設機械関連事業が42百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本	その他の地域	計	消去又は全社	連結
売上高	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(1)外部顧客に対する売上高	473,933	69,102	543,035	—	543,035
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	31,953	2,858	34,812	△34,812	—
計	505,886	71,960	577,847	△34,812	543,035
営業利益	37,940	6,343	44,283	968	45,252

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. その他の地域の区分に属する主な地域は、アジアであります。

3. たな卸資産の評価基準の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、日本が1,880百万円減少しております。

4. 有形固定資産の耐用年数の変更

「追加情報」に記載のとおり、平成20年度の法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行なっております。

この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、日本が1,401百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
	百万円	百万円	百万円
I 海外売上高	114,878	61,753	176,632
II 連結売上高			543,035
III 連結売上高に占める海外売上高の割合	21.1%	11.4%	32.5%

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1)アジア・・・中国、台湾、韓国、タイ、マレーシア
- (2)その他の地域・・・北米、中東

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるもの

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）

(単位：百万円)

	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
(四半期連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	74,028	163,215	89,187
(2) その他	9	12	2
小計	74,037	163,228	89,190
(四半期連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	31,296	25,156	△6,140
小計	31,296	25,156	△6,140
合計	105,334	188,384	83,049

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 206円52銭	1株当たり純資産額 199円80銭

2. 1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益 8円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益の算定上の基礎	
四半期純利益（百万円）	25,292
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に関わる四半期純利益（百万円）	25,292
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,002,563

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 安川 文夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日根野谷 正人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中島 久木 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれおりません。